

田村市 介護保険福祉用具購入Q & A

令和3年3月現在

目 次

- ①腰掛便座・・・・・・・・・・・・・・・・ P1 (No. 1 ~ 2)
- ②入浴補助用具・・・・・・・・・・・・ P1 (No.3)
- ③部品購入・・・・・・・・・・・・ P1 (No.4~5)
- ④同一種目の購入・・・・・・・・・・・・ P1 (No.6~8)
- ⑤その他・・・・・・・・・・・・ P2~ (No.9 ~17)

福祉用具購入 Q&A

No.	項目	質問	回答
1	腰掛便座	家具調のものや、暖房、消臭機能付きのポータブルトイレは給付対象となるか。	対象となります。
2	腰掛便座	水洗式やウォシュレット機能があるポータブルトイレや補高便座は給付対象となるか。	対象となります。ただし、設置費用等は対象外です。 ※補高を目的としている場合が対象となり、水洗機能やウォシュレット機能を目的としている場合は対象外。
3	入浴補助用具	浴槽内いすを浴槽の内外でそれぞれ1台ずつ購入したいが給付対象となるか。	浴槽内いすは浴槽内に置いて利用するものに限るため、浴槽の外で使用する目的のものは対象とはなりません。また、同一種目を複数購入することは原則認められません。
4	部品購入	部品交換のための部品購入費は給付対象となるか。	介護保険適用となる特定福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、交換する必要があると認められた場合は、対象となります。
5	部品購入	部品交換のための部品を予め購入した場合は給付対象となるか。	予備部品の購入は対象となりません。
6	同一種目の購入	購入した福祉用具の汚れが落ちなくなったため再度購入したいが給付対象となるか。	単なる汚損による同一種目の購入は対象となりません。
7	同一種目の購入	購入した福祉用具が破損したため再度購入したいが給付対象となるか。	通常の利用により破損した場合、同一種目の購入でも対象となります。また、介護の必要の程度が著しく高くなった場合等も対象となりますので、予めご相談ください。
8	同一種目の購入	転居により住環境が変わり、現在の用具では対応できなくなった。再度購入したいが給付対象となるか。	対象となります。ただし、単に転居をただけでは対象とはなりません。転居等による環境変化に伴い従来の用具が使用できなくなった場合のみ対象となります。

福祉用具購入 Q&A

No.	項目	質問	回答
9	その他	要介護認定申請中に購入した福祉用具は給付対象となるか。	対象となります。償還払でのみ申請可能であり、認定結果が出た後に支給申請してください。また、認定結果が非該当の場合は申請できません（全額自己負担）。
10	その他	現在、入院（入所）中であり、退院（退所）に向けて、自宅用の福祉用具を購入したいが給付対象となるか。	対象となります。入院中に購入した場合は償還払でのみ申請可能であり、退院して在宅生活になってから支給申請してください。なお、死亡等で在宅生活にならなかった場合は申請できません（全額自己負担）。
11	その他	福祉用具を購入し自宅で使用后、支給申請前に入院してしまったが給付対象となるか。	使用実績があれば対象となります。申請は入院中でも可能です。
12	その他	福祉用具購入に係る運搬費や設置費等の諸経費は給付対象となるか。	対象となるのは用具そのものの対価であり、その他経費は対象とはなりません。
13	その他	入居中の有料老人ホームで使用するために福祉用具を購入したいが給付対象となるか。	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームは対象となります。ただし、特定施設入居者生活介護施設（介護付有料老人ホーム等）は施設で設備を整備されていることが前提となっているため対象とはなりません。
14	その他	住民票と違う娘宅で生活しており、そこで使用する福祉用具を購入したが給付対象となるか。	生活の本拠地としてケアプランが立てられており、そこで使用するものであれば対象となります。
15	その他	自宅と娘宅を行ったり来たりするが、両方の家でそれぞれに福祉用具を購入したいが給付対象となるか。	対象となりません。生活の本拠宅でのみが対象となります。

福祉用具購入 Q&A

No.	項目	質問	回答
16	その他	介護者の介護負担軽減を目的とした福祉用具購入は可能か。	対象となりません。本人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが目的でなければなりません。結果として介護者の負担が軽減されるものは問題ありません。
17	その他	支給申請の時効は何年か。	時効は領収日の翌日から起算して2年です。